

リベンジポルノ（復讐ポルノ）

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

恋人や配偶者との関係が破綻した後、腹いせにプライベートで撮影したわいせつな画像や動画をばらまく行為をリベンジポルノ（復讐ポルノ）という。振り返れば、元配偶者や元恋人の裸の画像や動画を流出させる行為は今までも何度か目にする事があった。私の記憶によれば、「欽ちゃんのどこまでやるの!？」というテレビ番組で「わらべ」の長女役を演じていた女優がベッドの中、裸体で布団を掛けた状態でタバコを吸っている写真が流出された。『釣りバカ日誌』のハマちゃんの奥さん役であった女優が夫との性交渉場面を動画で流出されたりした。近年では、元日本テレビの女性アナウンサーがスキンの箱を持って笑顔で写っている画像が流出されてしまった。ハマちゃんの奥さん役の女優がその後『釣りバカ日誌』を降板した理由は定かではないが、「わらべ」の長女役を演じた女優は高等学校を停学処分となり、番組からも降ろされ、女性アナウンサーは日本テレビを退社することとなった。

流出されたわいせつ画像や動画の多くは、お互いが承諾の下で撮影されたものである。しかし、それらは恋愛関係にあった男女の中でのとても秘匿性が高い情報であって、後日、世間に流布されることは予定も同意もされていないと考える。撮影時点で被写体の女性が同意しているために盗撮と異なるものの、ネット上で繰り返しコピーされ続け、その情報自体が劣化せずに長期間に亘って全世界で閲覧され続けられることを考えると、その被害は甚大である。私があげた3つの事例はいまだにネット上で検索すれば閲覧できる情報であって、その当分のまま多数の国民の目に晒されている。

さて、これら3つの事例では誰かが刑事罰に処せられたという情報はない。もちろん、秘匿性の高いわいせつ画像や動画がたとえ被写体の承諾の下で撮影させたとしても、ネット上に流布させることは違法であって、民事事件として被害者が損害賠償請求を求めることはできる。しかし、芸能人などの著名人であれば、損害賠償請求を求めるといふ動き自体がさらなる被害を発生させてしまうことは容易に想像できる。ゆえに、泣く泣く我慢し続けるという苦難を強いられていることであろう。

このような行為を行うことは、男性から見てもいわゆる外道の行うことであって何らの正当性を持つものではないと私は考える。

ところが、今年になって東京三鷹市に住む私立高校3年の女性が元恋人に「自画撮り」した画像や性交渉場面が撮影されている動画が海外事業者にアップロードされ、全世界にばらまかれた後、殺害されるといふ痛ましい事件が起きた。殺害される直前に両親を伴って警察署に相談に行ったとのことであるから、少なくとも、わいせつ画像などを元恋人が保有していることは両親に話をして悲痛な想いで警察署に行ったことであろう。

一度ネット上に流出してしまうと、その情報自体が劣化せずに長期間に及んで全世界で閲覧し続けられるという事実を踏まえれば、現行法にはない新たな規制を考えることが必要だと思ふ。

確かに、我が国の現行法でも被写体が18歳未満の場合には、いわゆる児童ポルノ禁止法第7条によって処罰することができるが、18歳以上の女性の場合には処罰できない。18歳以上であってもわいせつ物頒布を処罰する規定が刑法にあるが、海外サーバーへのわいせつデータをアップロードする行為については、我が国からアップロードしている限り刑法の適用が考えられるが、いまだ摘発事例は少ない。さらに、いわゆるストーカー防止法には、性的羞恥心を害する行為を処罰する規定があるが、「性的羞恥心を害する文書」などを被害者に送付する行為などが処罰されており、アップロードすること自体がこれに該当するかどうかは問題が残る。名誉毀損罪や侮辱罪も刑法に規定されているがリベンジポルノを規定するには直裁的ではない。

私は、リベンジポルノがストーカー行為の一部を構成していることも考えると、ストーカーの更正教育プログラムも重要であるが、画像や動画をアップロードすること自体を処罰して早期にこれを叩く必要があると考えている。